

## ～最終処分場について解説します～

### 1 最終処分場について

最終処分場とは、「生活環境の保全上支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し、かつ生物的、物理的、化学的に安定な状態にすることができる埋立地及び関連附帯設備を併せた総体の施設」をいい、廃棄物を安全な状態で埋立処分するために必要となる構造や施設で構成されています。

また、最終処分場は、その安全性や信頼性の向上を図りつつ、廃棄物処理施設を整備していくことが不可欠であるとの観点から、生活環境の保全上満たすべき技術上の基準として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、構造、維持管理及び廃止に関する基準（以下「基準省令」といいます。）が国によって定められています。

基準省令（国によって定められている最終処分場に関する基準）[外部リンク](#)

[一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関する技術上の基準を定める省令](#)

### 2 最終処分場の構造について

最終処分場には一般廃棄物の最終処分場と産業廃棄物の最終処分場があり、埋め立てる廃棄物により一般廃棄物の最終処分場は「管理型」、産業廃棄物の最終処分場は、「安定型」「遮断型」「管理型」の3種類に分類されます。水を汚さない性状の廃棄物の受入を前提としているのが「安定型」、廃棄物を雨水等外部の水や一般環境と接触させないのが「遮断型」、千葉市が設置する一般廃棄物の最終処分場は「管理型」に分類されます。「管理型」では、遮水工（埋立地内に溜まった水が漏れださない構造）や浸出水（埋立物のあいだを流れて集まった水）処理施設の設置が義務付けられています。

なお、千葉市次期最終処分場で埋め立てる一般廃棄物は、主に清掃工場で可燃ごみを焼却処理する過程で発生する焼却残渣であり、「産業廃棄物」や「放射性廃棄物」などを持ち込むことはありません。

### 3 管理型最終処分場の維持管理について

浸出水については、基準省令に適合した水質になるよう浸出水処理施設で処理した後に公共水域等に放流します。また、基準省令に基づき、最終処分場の遮水工が機能していることを確認するため、最終処分場の上流側及び下流側にそれぞれ地下水観測用井戸を設置して、定期的に水質検査を行うことで安全確認を行うなど、維持管理に関しても国が定める基準省令に基づいて適切に行われます。

## 4 最終処分場の雨水について

最終処分場に降った雨水は、雨が降った場所によって行き先が分かれます。

### (1) 埋立地内

埋立地内に降った雨水は、廃棄物に触れるため底部にある浸出水集排水管を通して、「浸出水処理施設」に送られます。「浸出水処理施設」は、放流先の水域及び地下水を汚染しないことを目的に設置するもので、埋立地の浸出水を処理し、基準省令の排水基準に適合する水質まで浄化してから放流します。

また、大雨にも対応できる大容量の調整槽を設置することで、集中豪雨に見舞われた場合でも、下流域に未処理の浸出水を流さない構造になっています。

### (2) 埋立地周辺

埋立地周辺に降った雨水は、埋立地の周りにある側溝に入り、「防災調整池」に送られます。「防災調整池」は、下流河川等の洪水負担の軽減を図ることを目的に設置するもので、一時貯留した後、徐々に放流していきます。

## 5 覆土について

廃棄物を埋め立てた後の土砂等での覆いを覆土といい、悪臭の発生防止、廃棄物の飛散・流出防止、衛生害虫獣の繁殖防止、火災の発生・延焼防止、並びに景観向上等の周辺環境保全対策に有効な手段となります。

## 6 跡地利用について

最終処分場は、一般的に広大な敷地を有していることから、埋立終了した最終処分場の跡地については様々な形で有効利用されています。

<千葉県での跡地利用の例>

- ・下田最終処分場：千葉市民ゴルフ場
- ・中田最終処分場：中田やつ耕園、中田スポーツセンター など

## 7 廃止について

埋立終了後、場内水質等について一定の基準を満たしたものとして、都道府県知事等（政令市の市長）の確認が下りた場合、最終処分場を廃止することができます。

主な廃止基準は以下の条件となります

- ・浸出水が排水基準を2年以上にわたって満たしている。
- ・埋立地からガスの発生がほとんど認められない。
- ・埋立地内部の温度が周辺の地中温度と比較して異常な温度になっていない。

廃止されると「最終処分場」としての扱いが不要となります。